

りそなグループアプリ for ビジネス 個別取引規程

りそなグループアプリ for ビジネス個別取引規程(以下「個別規程」という)は「りそなグループアプリ for ビジネス」(以下「本アプリ」という)内での各種取引等をご利用いただく際の条件や留意事項等を定めたものです。本アプリのご利用にあたって、お客さまは、本アプリご利用全般にかかわる基本事項を別途定めた「りそなグループアプリ for ビジネス基本利用規程」(以下「基本規程」という)および個別規程について同意するものとします。

なお、本アプリにおける各種取引においては、個別規程に定める事項を基本規程に優先して適用するものとし、基本規程および個別規程のいずれにも定めのない事項は、りそな銀行・埼玉りそな銀行・関西みらい銀行・みなと銀行(以下「当グループ」という)所定の普通預金規程等の各種関連規程に従うものとします。各個別取引に関し使用する用語は、特に定めがない限り、当グループが各個別取引に関して定める利用規程その他の各種関連規程と同一の意味を有するものとします。

第1条 残高照会・入出金明細

1. サービス内容

お客さまは本アプリにより、セットアップした普通預金口座(以下「セットアップ口座」という)の残高と入出金明細を閲覧することができます。

2. 当グループが提供する口座情報の保有期間は、当グループ所定の期間内とします。当グループはこの期間を、お客さまに事前に通知することなく、変更できるものとします。

3. 入出金明細について、期間等による明細の絞り込みができます。また、明細ごとにお客さまがメモを入力することができます。

4. 入出金明細について、既に取り引が完了した明細だけではなく、今後取引が行われる予定の明細(以下「予定明細」という)を閲覧できます。予定明細は一部カテゴリのみ表示されます。これに起因して損害が生じた場合、当グループは一切の責任を負いません。

5. 残高や入出金明細の口座情報は当グループ所定の時刻における内容であり、利用者が口座情報の照会を行った時点での内容と異なる場合があります。またシステム上の制約により、正しい内容が表示されない場合があります。これに起因して損害が生じた場合、当グループは一切の責任を負いません。

第2条 振込取引

1. サービス内容

(1)本アプリでは、セットアップ口座から資金を引落しのうえ、お客さまが指定した当グループまたは「全国銀行データ通信システム」に加盟している他の金融機関の国内本支店の口座(以下「振込先口座」という)への振込を月10件まで(毎月1日基準)取扱います。

(2)振込の受付にあたっては、当グループ所定の振込手数料および消費税をいただきます。

(3)本アプリで設定した1日あたりの振込限度額には、本アプリから行う振込金額のほか、PayB・納付書支払い(eL-QR)の取引金額が含まれます。

2. 振込指定日

(1)お客さまは本アプリで振込の取引実施日(以下「振込指定日」という)を指定可能です。

(2)振込指定日は、依頼日当日もしくは依頼日の翌営業日以降、当グループ所定の日までの期間が指定できます。ただし、取引の依頼内容の確定時点で当グループ所定の時限を過ぎている場合、受付日当日を振込指定日として指定することはできません。なお、依頼日の翌営業日以降当グループ所定の日までの期間指定する振込手続きを「振込予約」といいます。当グループは契約者に事前に通知することなく、この期間を変更することができるものとします。

(3)当グループは、振込指定日にセットアップ口座から振込資金および振込手数料および消費税を引落し、振込先口座あてに振込通知の発信処理を行います。なお、取引実施日の当グループ所定の振込資金引落時点で、残高不足などにより引落ができない場合には、当該取引の依頼はなかったものとして取扱うものとします。

(4)振込予約の場合、振込資金は振込指定日の前営業日までにセットアップ口座に入金するものとします。

(5)お客さまの依頼した取引については、取消しはできませんので予めご了承ください。なお、振込予約については、当グループ所定の時限内であれば、本アプリ内から取消しを行うことができるものとします。

3. 1日あたりの振込限度額

(1)本アプリにおける1日あたりの振込取引の上限金額(以下「1日あたりの振込限度額」という)は当グループ所定の金額の範囲内とします。当グループは1日あたりの振込限度額を、お客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。

(2)1日あたりの振込限度額は当グループ所定の範囲でお客さまにて変更可能です。

4.振込依頼の訂正・組戻し

(1)振込手続において、振込先口座への入金ができない場合等、振込の内容を訂正もしくは組戻しを行う必要がある場合には、お客さまは当グループあてに当グループ所定の組戻依頼書等を書面により提出するものとし、当グループは組戻依頼書等の提出を受けたくて訂正または組戻し手続を行うものとします。訂正・組戻し手続を行う場合、振込手数料(消費税を含む)は返却しません。また、訂正・組戻しにつきましては別途手数料および消費税がかかりますので、予めご了承ください。

(2)振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合等には、訂正・組戻しができないことがあります。この場合は、お客さまの責任において受取人との間で協議するものとします。なお、この場合の組戻手数料(消費税を含む)は返却いたしません。

5.取引の制限について

当グループは、取引の安全性の維持その他当グループが必要と認める場合、お客さまに事前に通知することなく振込取引の利用を制限させて頂くことがあります。

第3条 税金・各種料金の払込み「Pay-easy」

1.サービス内容

(1)税金・各種料金払込み「Pay-easy」(以下「税金・各種料金の払込み」という)とは、お客さまからの本アプリの操作による依頼に基づき、セットアップ口座より資金を引き落としのうえ、お客さまが指定する当グループ所定の収納機関に対する税金・各種料金の払込みを行うことができるサービスをいいます。

(2)税金・各種料金の払込みの利用にあたって、収納機関によっては収納機関の定める手数料および消費税をお支払いいただく場合があります。

(3)利用時間は当グループが定める利用時間内とします。ただし、収納機関の利用時間の変更により当グループの定める利用時間内でも利用ができない場合があります。また利用時間内であつ

ても、払込み依頼に対して当グループが収納機関に内容を確認する等の際に当グループ所定の処理時間内での手続きが完了しない場合には、取り扱いできない場合があります。

2.取引限度額

本アプリにおける1日あたりの取引限度額は、当グループ所定の金額とします。当グループは、お客さまに事前に通知することなく、当グループ所定の金額を変更できるものとします。

3.依頼内容の取消

(1)依頼内容が確定した後は、依頼内容を取消することはできません。この場合は、直接収納機関との間で協議してください。

(2)収納機関から要請より、一度受け付けた払込みについて取消となる場合があります。

4.取引の制限について

当グループまたは収納機関所定の回数を超えて、お客様番号・納付番号・確認番号等の入力を誤った場合は、税金・各種料金の払込みの利用を制限させて頂くことがあります。

5.収納等に関する照会

収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続きの結果等、その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。

第4条 リそなビジネスデビットカード

1.サービス内容

お客さまがリそなビジネスデビットカードを契約いただいている場合、本アプリにより利用設定および利用限度額の変更を行うことができます。本アプリに登録することができるのは、セットアップ口座から引落しされているリそなビジネスデビットカードのうち、メインカードに限ります。

2.利用・停止の操作

お客さまは本アプリにより、リそなビジネスデビットカードの利用停止、再開の登録を行うことができます。リそなビジネスデビットカードの紛失や盗難時につきましては、別途届出が必要になります。

3.利用限度額の変更

利用限度額は当グループ所定の範囲で本アプリ内からお客さまにて変更可能です。

4.本アプリによる設定

りそなビジネスデビットカードのメイン会員が、法人代表者ないし個人事業主のお客さまご本人でない場合であっても、本アプリ利用者である法人代表者または個人事業主のお客さまが本アプリにより操作した設定は、メインカードの設定として反映されます。

第5条 キャッシュカード機能の利用設定

1.サービス内容

お客さまは本アプリによりセットアップ口座のキャッシュカード機能について、利用停止、再開の登録を行うことができます。ただし、キャッシュカードの紛失や盗難時につきましては、別途届出が必要になります。

2.利用・停止の操作

本アプリで利用停止したキャッシュカード機能は、本アプリでのみ再開可能です。利用と停止に伴う取扱いの回数制限はありません。

第6条 PayB サービス

1.サービス内容

「PayB サービス」とは、当社が決済事務を委託しているビリングシステム株式会社と加盟店契約を締結した企業・各種団体・組織・機関等(以下「加盟企業」と総称します。)の発行した払込票、請求書等(以下「払込票等」といいます。)についての支払をする際に、本アプリのバーコード読取機能を用いて、当該払込票等に印字された請求情報等を記録したバーコードを読み取り、本アプリの画面上に表示された請求金額その他の情報を確認のうえ、当社所定の方法で支払承認をすることにより、セットアップ口座より資金を引き落としのうえ、当該請求金額を支払うことができるサービスです。当社は、お客さまのために、当該支払に係る手続を行うとともに、加盟企業に代わってお客さまによる支払を受け、後日加盟企業との間で代金の精算を行います。

2.ご利用条件

お客さまは、PayB サービスでは支払代金の領収書が発行されないことを承諾のうえ本アプリを使用するものとし、支払内容の詳細は、支払の都度お客さまの登録メールアドレスに送信される支払完了通知メールおよび普通預金口座の入出金明細で確認するものとします。

3.取引限度額

PayB サービスにおける1回あたりの取引限度額は、当グループ所定の金額とします。当グループは、お客さまに事前に通知することなく、当グループ所定の金額を変更できるものとします。

4.加盟企業との取引

お客さまが PayB サービスを通して行う加盟企業との取引は、お客さまと加盟企業との直接取引となり、また、これら取引の詳細は加盟企業の取引規約・利用規約、プライバシーポリシー・個人情報保護方針等によって規定されます。当社は、当該取引について当社が直接的にサービス提供者となる場合を除き、取引の当事者とはならず取引に関する責任を負いません。したがって、取引に際し、万一トラブルが生じた際には、お客さまと加盟企業との間で解決していただくこととなります。

第 7 条 納付書支払い(eL-QR)

1.サービス内容

(1)納付書支払い(eL-QR) (以下「納付書支払い」という)とは、お客さまからの本アプリの操作による依頼に基づき、セットアップ口座より資金を引き落としのうえ、eLTAX(地方税共通納税システム)を通じて、地方公共団体に電子納付を行うことができるサービスをいいます。

(2)利用時間は当グループが定める利用時間内とします。ただし、利用時間内であっても、依頼について当グループから地方公共団体に内容の確認を要する等、当グループ所定の処理時間内での手続きが完了しない場合には、取り扱いできない場合があります。

(3)納付書支払(eL-QR)をご利用できるのは、りそな銀行の口座をセットアップ口座としているお客さまに限ります(2026年3月19日時点)。

2.取引限度額

本アプリにおける1日あたりの取引限度額は、当グループ所定の金額とします。当グループは、お客さまに事前に通知することなく、当グループ所定の金額を変更できるものとします。

3 依頼内容の取消

(1)依頼内容が確定した後は、依頼内容を取消することはできません。この場合は、直接納付先の地方公共団体との間で協議してください。

(2)地方公共団体からの要請により、一度受け付けた支払いについて取消となる場合があります。

4.納付等に関する照会

電子納付の納付情報の内容、納付先の地方公共団体での納付手続きの結果等、その他電子納付等に関する照会については、納付先の地方公共団体に直接お問い合わせください。

第8条 個別規程の改廃について

本アプリの個別規程は、お客さまの事前の承諾を得ることなく、その内容及び利用方法を変更することができます。この場合、変更した内容について、当グループホームページ上に掲示します。